

東京造形大学

平成 25 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 26 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

東京造形大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、東京造形大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神に基づいた学部・学科及び研究科の使命・目的及び教育目的は、それぞれ学則で規定されており、三つの視点である「専門性」「総合性」「社会性」を大学の個性・特色として明示し、平易な表現を用いて簡潔に文章化されている。

大学の使命・目的及び教育目的は、社会からの要請や期待に基づき適切なプロセスを経て、必要に応じた見直しを行い、変化に対応し、法令に照らして適合している。

また、使命・目的及び教育目的の策定は、将来構想委員会、教授会、常務会、理事会が関与し、役員及び教職員の理解と支持を得て、複数の媒体に掲載しているほか、機会あるごとに理事長及び学長から役員、教職員、学生、保護者などに直接伝え、広く周知されている。

「基準2. 学修と教授」について

入学生の受入れ方針を明確にして周知し、学部・研究科ともに、入学定員及び収容定員に沿って学生を適切に確保している。教育課程は適切に編成され教職員が協働で学生への学修及び授業支援を行っている。

単位認定、進級及び卒業・修了要件は学則などで規定化され、その運用については教授会などの議を経て厳正に行われている。進路・就職支援については、専門のセクションを設け有資格者を配置して適切な指導を行っている。

授業評価アンケートで定量評価及び定性評価を行い、その結果を授業担当者にフィードバックし、教育内容・方法及び学修指導などの改善に役立てている。

事務局に「学生支援セクション」が組織されており、学生生活安定のための支援体制が適切に機能している。教員配置は教育課程に即して概ね適切に配置され、少人数教育を特長とした学生数管理を行っている。継続的に教育研究環境の整備に取り組み、特に「学生自主創造センター(CS-Lab)」が有効に機能している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

学校法人桑沢学園は、寄附行為及び関連諸規定に則った運営がされ、学校教育法や設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の制定や改正に対して速やかに対応し、遵守している。

学園の使命・目的達成のため常務会を設置し、機動的・戦略的に意思決定を行い、学長の諮問機関と併せてリーダーシップとボトムアップのバランスの取れた運営が可能となっている。

一方で、私立学校法の規定に基づく外部理事が選任されておらず、早急な改善が必要である。

また、事務局長のもとに各業務を執行する「セクション」を設け、職員の資質・能力向上の機会を用意し、権限の適切な分散が行われ、組織全体が円滑に機能している。

財政の中長期的視野に基づく財務運営の基本方針により安定した財務運営の健全化が図られ、会計処理は学校法人会計基準及び「学校法人桑沢学園経理規程」に従い適切に行われ、会計監査は、監査法人及び監事により適切に実施されている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

大学は、平成 9(1997)年に「東京造形大学自己点検・評価委員会」を設置し、自主的・自律的に大学の使命・目的に即した組織的な自己点検・評価を実施している。自己点検・評価に際して、学内各機関・事務局各部署へ関係資料及びデータの提供を求め、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価に取り組んでいる。

自己点検・評価の結果は報告書として全教職員に配付し、学内グループウェアシステムで公表し学内共有を図っている。社会へはホームページに掲載して公表し、改善が必要な事項について、学内各機関及び事務局各部署で適切に対応し、結果の活用のための PDCA サイクルを確立するための取組みが進められている。

総じて、大学は自らが掲げる建学の精神や使命・目的に基づき適切に運営され、特色ある芸術教育・研究に取り組んでおり、特に「専門性」「総合性」「社会性」を重視した大学運営が期待される。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会連携と社会発信」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

「東京造形大学学則」第 1 条に大学の使命・目的について、「東京造形大学大学院学則」第 1 条に大学院の使命・目的を規定している。それを受け、学部・学科・研究科の教育研究上の目的、人材養成に関する目的も規定され、明確かつ簡潔に表現されており、その実

現に向けた教育目標がホームページなどの広報媒体を利用して、学部・学科ごとにわかりやすく社会に示されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神に基づき、大学の個性・特色を反映して明示され学校教育法及び設置基準を遵守し法令に適合している。

また、大学は社会からの要請や期待を踏まえ、大学及び大学院の目的に関する規定を制定し、社会情勢や必要に応じた使命・目的及び教育目的の見直しを行い、具体的な明文化を図り変化に対応している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的の策定は、将来構想委員会、教授会、常務会、理事会が関与し、役員及び教職員の理解と支持を得ている。学内への周知は、教職員に対しては学内グループウェアシステムに掲載し、学生に対しては、学生便覧、学生生活手帳に掲載して周知している。また、学外への周知は、ホームページへ掲載して広く公表している。

使命・目的及び教育目的は、教授会などでの検証・審議を経て、三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映されている。学部及び研究科における教育研究組織を構成し、自己点検・評価委員会、将来構想委員会、教育企画委員会、教育運営会議、研究科運営会議などの複数の視点から、使命・目的及び教育目的を達成するための検証を行い、適宜、その整合性と社会情勢の変化に対応した改変を行っている。

基準2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、学部及び研究科とも明確に定められ、学生募集要項などの刊行物及びホームページで公表され、進学相談会やオープンキャンパス、各種説明会、高校訪問などにおいても広く一般に周知されている。

アドミッションポリシーと整合した入学者選抜及びその実施体制と方法は入学本部会議で審議・決定されている。学生受入れ方法の工夫では、実技試験「デッサン I（ドローイング）」の試験時間の拡大、センター方式の導入、専攻領域実技試験を廃止し共通の実技試験から 1 科目選択とする複雑化解消、また自己アピール入学試験（AO 入試）での募集人員の拡大など、個性ある多様な学生の受入れのための方策がとられている。

入学定員及び収容定員に沿って、学部、研究科ともに学生受入れ数が適切に維持・確保されている。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的に基づく教育課程編成方針は、学部及び研究科ごとに、カリキュラムポリシーとして明確化され、学生への周知と同時に広く社会へ公開されている。

平成 23(2011)年度からは、カリキュラムポリシーに沿った新たな教育課程が導入され学部共通科目、専門科目、ゼミナールの科目区分で体系的に編成されている。

新たな教育課程では、学部共通科目の「ハイブリッド科目」の中に、授業科目として「自主演習」や「PBL(Project Based Learning)」を設けるなど、教授方法の工夫が見られる。

教育運営会議においては「学生による授業評価アンケート」及び「在学生アンケート」を検討・審議し、教育課程編成方針に沿った教授方法の工夫・開発及び改善が行われている。

単位制度の実質を保つため、年間の総履修単位数の上限を定め、授業回数も必要数が確保されている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学修及び授業の支援は「アドミッションセクション」「教務運営セクション」「工房運営セクション」「学生支援セクション」「研究支援セクション」が中心となり、教職員の協働で多面的、複合的に行われている。また、「東京造形大学 TA 規程」「東京造形大学 SA 規程」を整備し、学修支援及び授業支援の充実のために TA、SA が活用されている。

全専任教員が「教員オフィスアワー」を設定し、日常的な学修相談や学修支援を行うとともに「学生による授業評価アンケート」及び「在学生アンケート」など複合的に学生の意見をくみ上げる仕組みを整備して、FD 委員会、教育運営会議において学修及び授業支援の改善と充実につなげている。

退学・休学を希望する学生には事情書を提出させ、学長、学部長及び関係教職員が教授会の審議前に目を通し、きめ細かい対応がなされている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

学部及び研究科ともディプロマポリシーを定め、その中で学位授与に関する方針と具体的な基準を明確化し、学位の授与は「東京造形大学学位規程」及び「東京造形大学大学院学位規程」に基づいて教授会、研究科委員会の認定を経て学長が行っている。

単位認定、進級及び卒業・修了要件は学則で定められ、全ての科目の「授業の目的（到達目標）」「授業の計画及び内容」、成績評価基準などが「科目ガイド・授業計画（シラバス）」「大学院履修ガイド」に明示され、教授会、研究科委員会において、その厳正な適用が行われている。また、平成 25(2013)年度入学生から GPA 制度が導入されている。

他大学における既修得単位の認定は、学部及び研究科とも学則に規定した上で認定されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

進路・就職に関しては、「学生支援セクション」及び進路部会を中心に指導及び支援体制を整備し、就職資料室には企業別ファイルを用意し、キャリアカウンセラーの有資格者を配置して適切に運営されている。

「就職支援セミナー」「就職対策講座」「内定報告会」「ポートフォリオ閲覧会」など、社会的、職業的自立のための多様なキャリア支援が実施されている。

学生ポータルサイト上に就職情報とともにインターンシップ情報を掲載し、インターンシップ科目を「キャリアプラン B」と科目設定して、インターンシップ制度が運用されている。

【優れた点】

○「ポートフォリオ閲覧会」及び「モノから社会を学ぶー卒業生が制作した製品を通じた就職支援ー」のための展覧会企画などは、大学独自の実践的な支援内容で高く評価できる。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

「学生による授業評価アンケート」を実施して、教育目的の達成状況について定量評価及び定性評価による点検・評価を行い、結果は各科目担当者にフィードバックされ授業改善につなげられている。

「学生による授業評価アンケート」での自由記述意見は、FD 委員会で客観的な分析を行い、必要に応じて担当者にフィードバックして授業改善を行うなど、教育目的の達成状況の点検・評価方法に工夫がみられる。

「在学生アンケート」の自由記述の定性評価も、必要に応じて担当者に送付され、教育内容・方法及び学修指導などの改善に役立てられている。

教職課程や学芸員課程の資格取得状況の把握及び卒業・修了時の「進路調査アンケート」など、教育目的の達成状況の評価が複合的に行われて、学修指導などの改善へ向けての指針として利用されている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生委員会及び事務局の「学生支援セクション」が連携し、学生生活安定のための支援を適切に行っている。奨学金については、大学独自の奨学金制度のほか、学校法人桑沢学園の奨学金制度、卒業生組織である校友会の奨学金制度などがある。課外活動支援については、大学祭、クラブ活動及び学生が主催するグループ展などに補助金を出している。

医務室を設置し、看護師が日常的な健康相談に応じるほか、定期的に校医が来校し、健康相談や診察を行い、必要に応じて薬の処方をしている。医務室が 21 時まで開いているのは、学生の安心につながっている。また、学生相談室を設置し、相談内容によっては臨床心理専門のカウンセラーが対応し、アドバイスをを行っている。

学生の意見や要望は、「学生による授業評価アンケート」「在学生アンケート」、学生自治会の窓口を兼ねている「学生支援セクション」、また「教員オフィスアワー」など、複数のシステムやルートから日常的に収集・把握するとともに、その分析・検討を適正に行い、学生サービスの改善・向上に努めている。

【優れた点】

○学長オフィスアワーは、学生と学長が直接意見交換などができる制度として優れており、高く評価できる。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

大学及び大学院の教員数はともに設置基準を満たしており、兼任教員を含め、教育課程に即した教員を確保・配置し、少人数教育を実践している。教員の採用・昇任は、規定に基づき適切に運用されている。

FD 委員会を設置し、「学生による授業評価アンケート」などを活用して組織的な FD 活動を積極的に行い、教育の質的向上に取り組んでいる。専任教員の自己評価についてはホームページに掲載し、広く公開しており、教員の顕彰制度も規定化され、実行されている。

また、教養教育を所管する組織を設け、担当する専任教員を配置して、必要な教養教育を行っている。

【優れた点】

○学部共通科目の中に大学独自の科目区分として「造形基礎科目」「ハイブリッド科目」「サステナブルプロジェクト科目」を設け、芸術系の学生としての基礎力の向上に活用するなど、教養教育を重視し、専門の組織を設けて必要な教育を行っている点は、高く評価できる。

【参考意見】

○専任教員の年齢別構成比率に大きな偏りがあるので、検討が望まれる。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、校舎は設置基準を大幅に上回る面積を有し、講義室のほか、図書館、体育施設、情報サービス施設など附属施設も適切に整備し、有効に活用している。施設・設備の管理は事務局の専門セクションが行っているほか、法令に基づく点検・検査は専門業者が行い、安全性を確保している。また、施設のバリアフリー化にも努めている。

施設・設備に対する学生の意見は「在学生アンケート」からくみ上げ、改善に努めている。演習・実習科目については少人数教育を実施しており、受講者数が過剰と判断した場合はクラスを増設するなど、科目ごとに適切な学生数管理を行っている。工房ごとの利用手引きを作成し安全に配慮しており、避難訓練も全学的に実施している。

【優れた点】

○「学生自主創造センター(CS-Lab)」「コンピュータスタジオ」「コンピュータ管理室」が有効に機能している点は、高く評価できる。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

「学校法人桑沢学園寄附行為」「東京造形大学学則」「東京造形大学大学院学則」をはじめ、「東京造形大学研究倫理規程」など諸規定に則った運営がなされ、学内のネットワークを活用して教職員が共有できる環境を構築している。

目的を明確にした年度ごとの予算計画、事業計画を策定することにより使命・目的の実現に向けた継続的な努力の実践と意思を表明している。

大学の設置、運営に関しては、関連法令及び設置基準を概ね遵守しており、「学校法人桑沢学園個人情報保護法」「学校法人桑沢学園公益通報に関する規程」を制定するなど、法人全体で法令遵守に取り組む姿勢を表明している。

太陽光発電の導入や「東京造形大学ハラスメント防止等に関する規程」の整備、ハラスメント防止のための施策の周知、危機管理についてはマニュアルや具体的な対応を整備し周知している。

教育情報・財務状況の公開に関しては、私立学校法、学校教育法、同施行規則の規定に基づき、適切に公表されている。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会については、私立学校法及び「学校法人桑沢学園寄附行為」に基づき概ね適切に運営されている。

理事の選任規定が整備されており、理事会への理事の出席状況も良好である。

また、理事長、学長が構成員になっている週 1 回開催の常務会が理事会の戦略的意思決定のための重要な役割を担っている。

【改善を要する点】

○私立学校法の規定に基づく外部理事が選任されておらず、改善が必要である。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

「東京造形大学学則」「東京造形大学大学院研究科委員会規程」に基づき教授会、研究科委員会が教学に関する意思決定の職責を果たしており、当該職責を補完する組織として教授会の下に教育運営会議や各種委員会を、研究科委員会の下に研究科運営会議を設置し、緻密な議論と審議を行っている。

学長を補佐する副学長を学長が任命できる体制を整備するとともに、学長直轄の自己点検・評価委員会、将来構想委員会をはじめとする諸委員会を設置し学長権限を高める体制を構築している。

また、従来学長が兼務していた研究科長については、「東京造形大学大学院研究科長選任規程」を改正し、平成 24(2012)年度以降は原則学長が兼務するが、研究科長を指名することも可能とするなど学長のリーダーシップを発揮できる体制を整備した。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

法人の最高責任者である理事長、教学の最高責任者である学長、専門学校所長、常務理事及び法人・大学・専門学校の各事務局長を構成員とする常務会は、週 1 回開催され、管理部門と教学部門が連携して法人の重要事項を審議する役割を担っている。また、各部門の事務局長を構成員とする事務局長連絡会は各部門間のコミュニケーションを図る上で適切な役割を果たしている。

寄附行為の規定に基づき監事が適正に選任され、理事会・評議員会への出席をはじめ寄附行為に基づく業務を適切に執行している。

評議員会も寄附行為に基づき開催運営されている。

理事長は、学校法人の最高意思決定機関である理事会及び日常的な管理運営事項を審議決定する常務会に出席するとともに、年頭に開催する学園新年会など、全教職員に対して直接語りかける機会を設け、学内委員会及び事務局からの提案をくみ上げる制度が整

備されているなど、バランスのとれた学園運営を行っている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

法人として学園全体の管理を担当する学園事務局と大学を管理運営する大学事務局に各々事務局長及び専任職員が配置されて、効率的な執行体制を整えるとともに事務局が果たすべき役割の重要性を踏まえ、組織や権限の見直しを適宜行うなど、機能的な業務執行体制の構築に組織的に取り組んでいる。

各セクションの責任者である「セクションマネージャー」は、事務局長が招集する「マネージャー連絡会」に出席することにより、法人及び大学の各セクションが抱える課題などの共有化を図ることができる。

「東京造形大学事務職員・技術職員研修規程」を整備し、学内外の研修を通して職員の資質・能力向上に取り組むとともに、教員との協働プロジェクトを通じて大学職員として必要な能力向上を図る機会を設けている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

財務運営は、理事会で共有されている財務の目標値を基本方針とし、中長期的な視野のもとに行われている。その着実な実行により、現キャンパスへ移転の際に借入れた長期借入金は、平成 23(2011)年度末に完済している。

安定した学生確保により安定した収入が確保され、人件費支出、教育研究経費支出及び管理経費支出とのバランスは適切である。

将来、教育研究施設などに必要な資金は第 2 号基本金として計画的に組入れを行い、また、減価償却引当資産、退職給与引当資産などについても適切かつ計画的に組入れを行っている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人桑沢学園経理規程」に従い適切に行われている。

会計監査は、監査法人及び監事により適切かつ厳正に実施されている。監査法人は年に2回程度、学園の経営状況、財務状態、将来構想について理事長と意見交換を行っているほか、理事長の内部統制の状況についても確認している。また、監事は理事会及び評議員会への出席に加え、平成24(2012)年度は関係者に対し、日常の経理業務の処理状況及び経理業務の体制について実地調査・ヒアリングを行い、学校法人の現況を確認している。

基準4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

平成5(1993)年に大学点検・評価委員会を設置し、全学的な取組みとしての自己点検・評価を実施している。また、実施後には大学に必要な点検・評価項目の策定と整理を行い、自主的・自律的な自己点検・評価に努めている。

現在、設置している自己点検・評価委員会は、学長を委員長とし、教学部門及び管理部門の長で適切に構成され、恒常的な自己点検・評価が実施できる体制となっている。

平成9(1997)年に「東京造形大学自己点検・評価委員会規程」を制定し、平成11(1999)年度以降現在に至るまで、適切な周期で自己点検・評価を実施している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

平成 19(2007)年度に受審した大学機関別認証評価を契機に、諸規定を整備するとともに各種刊行物などの収集・整理を行い、エビデンスに基づく客観的な自己点検・評価を実施している。

平成 18(2006)年以降、「東京造形大学自己点検・評価報告書(データ編)」を毎年刊行し、これを通じて現状把握のための十分な調査・データの収集に努めている。

自己点検・評価に基づき作成した報告書は、データ編とともにホームページに掲載し、社会に公表している。併せて、更なる改善のため全教職員を対象に意見募集を行い、寄せられた意見については回答及び対応を取りまとめ、学内グループウェアで公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価の結果については、自己点検・評価委員会が分析を行い、改善の必要があると判断した事項については、学内各機関及び事務局各部署に検討を指示し、その結果を再び自己点検・評価委員会が評価することで、教育研究及び大学運営の改善、向上につなげている。

今後、自己点検・評価の実質化を重点項目に掲げていることから、自己点検・評価がより有効に機能することを期待したい。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携と社会発信

A-1 教育課程及び体制の整備

A-1-① 建学の精神、使命・目的に基づいた「社会性」を重視した教育課程の編成

A-1-② 社会連携のための支援体制の整備

A-2 社会連携・学外連携の具体性

A-2-① 企業・官公庁等との連携の取組みの具体性

A-2-② 地域社会との連携の取組みの具体性

A-2-③ 教育機関との連携の取組みの具体性

A-3 建学の精神及び使命・目的、教育研究情報の社会発信

A-3-① 社会に対する説明責任の観点からの情報発信

A-3-② 建学の精神、使命・目的等の大学の理念、教育研究成果及び教育研究情報を社会発信するための仕組みの整備

【概評】

「専門性」「総合性」「社会性」の三つの視点を重視して設定された、学部の「ハイブリッド科目」「サステナブルプロジェクト科目」、大学院の「造形プロジェクト科目」は、社会性を重視した大学独自の教育課程として適切に運用されている。

社会連携事業に積極的に取組み、優れた実績を展開している。また、芸術系大学及び学生にとってこれからの重要課題の一つとなる知的財産管理に関しては、3 大学連携の「美術・デザイン系大学ネットワーク」を構築して取組んでおり、高く評価できる。

高等教育機関以外の教育機関との連携として、平成 24(2012)年度から「東京造形大学接続教育プログラム」を実施し、小学校、中学校、高等学校を対象に、大学の教員による出張授業を提供している。美術教育における初等・中等教育機関と高等教育機関の連携・接続を図る上で、極めて有効であると考えられる。

デザインや美術による価値の創造を中心とする活動により、美術系大学としての知的資源が社会に還元されている。企業・官公庁との連携、地域社会との連携を、積極的に展開し、特に、地元や被災地との連携については、学生の積極的な参加の中で、教育的意義の大きい活動を展開している。中でも、福島県会津若松市で展開している活動に平成 25(2013)年にグッドデザイン賞が与えられたことは、特筆される。

ホームページによる教員業績の講評の開示など、社会に対する説明を積極的に展開しており、また、学外においては、各地の地域社会や芸術系大学と連携して、ワークショップ、展示会などを積極的に展開している。

「桑沢文庫」を平成 16(2004)年から刊行しており、附属美術館では、特色ある展示を継続的に行っている。

